

加茂市スポーツ協会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、加茂市スポーツ協会と称する。

第 2 条 本会の事務局は、会長指定のところに置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、加茂市における総合スポーツ団体であって、各種スポーツ団体の連絡、調整並びに協調を図ると共にスポーツの振興を図り、心身共に健全な市民の育成と体位の向上、発展に努めることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の健全なスポーツの向上と発達に関すること。
- (2) 体力並びに競技力の向上を図ること。
- (3) 県内、中央のスポーツ諸団体との連絡、協調に関すること。
- (4) 施設、設備の整備促進に関すること。
- (5) 各種競技会、講習会等の開催又は援助に関すること。
- (6) スポーツ功労者等の表彰に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業。

第 3 章 組 織

第 5 条 本会は、加茂市内の各種スポーツ団体を以って組織する。

第 6 条 本会に加入しようとする団体は、本会の定める手続きを行い理事会の承認を得なければならない。

第 4 章 役 員

第 7 条 本会は、次の役員を置く。

・会 長	1 名	・常 任 理 事	若干名
・副 会 長	2 名	・理 事	若干名
・理 事 長	1 名	・監 事	2 名
・副 理 事 長	1 名	・会 計	1 名

第 8 条 会長・副会長・監事・会計は、理事会において選任する。

- 2、副会長のうち 1 名は会長が推挙し、理事会の承認を得て加茂市スポーツ少年団の本部長を兼ねるものとする。

第 9 条 正・副理事長は、会長が推挙し、理事会の承認を得る。

第 10 条 常任理事は、理事会において互選する。

第11条 理事は、各加盟団体より1名選出する。

但し、常任理事に選出された団体は、代わりの理事を選出するものとする。

2、会長は、各加盟団体選出理事のほか、学識経験者を理事会の承認を経て、理事に委嘱することができる。

第12条 本会の役員任期は、2ケ年とする。但し、再任は妨げない。

2、補員による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 本会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受けて会務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、理事長の職務を代行する。
- (5) 常任理事は、本会の常務を処理する。
- (6) 理事は、本会の会務を審議する。
- (7) 監事は、本会の会計を監査する。
- (8) 会計は、本会の会計を經理する。

第14条 本会は、理事会の推挙を経て、顧問を置くことができる。

2、顧問は、総ての会議に出席することができ、会長の諮問に応ずる。

第15条 本会は、理事会の議決を経て、専門委員会を設けることができる。

第16条 本会の事務を処理するために事務局長を置く。

2、事務局長は、常任理事会で選任し、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3、事務局長は、会長並びに理事長の命を受け、本会の会務遂行に必要な庶務、經理文書の収発等の事務処理を行う。

第5章 会 議

第17条 本会の会議は、次の通りとし、会議は会長が召集する。

- (1) 理 事 会 (2) 常 任 理 事 会

第18条 会議の構成及び機能は、次のとおりとする。

(1) 理事会は、本会の最高議決機関であって、役員を以って構成し、必要の都度、これを開き、次の事項を審議し、議決する。

- | | |
|---------------|--------------------|
| (イ) 事業計画並びに予算 | (ロ) 事業報告並びに決算 |
| (ハ) 役員を選任 | (ニ) 規約の改廃 |
| (ホ) 加入・脱会 | (ヘ) その他、重要と認められる事項 |

(2) 常任理事会は、運営機関であって、正・副会長：正・副理事長：常任理事を以って構成し、必要の都度、これを開き、次の事項を審議し、理事会に提出する。

- | | |
|--|-------------------|
| (イ) 事業計画の審議 | (ロ) 予算及び決算の審議 |
| (ハ) 負担金及び事業費の審議 | (ニ) 諸規程の制定及び改廃の審議 |
| (ホ) 緊急を要するため、理事会の議決を経るいとまのない場合の事項の決定及び実施 | |
| (ヘ) その他、必要と認められる事項 | |

(3) 監事・会計は、常任理事会に出席して意見を述べるができる。

第19条 会議は、構成員の過半数を以って成立し、総ての採決は、出席者の過半数を以って決する。可否同数のときは、議長が決する。

第20条 議長は、会長が指名し、会議を主掌する。

第21条 理事は、所属する団体を代理人として、理事会に出席させることができる。

2、理事が理事会に出席できないときは、他の理事に委任することができる。

第22条 理事会は、議事録を作成し、議長及び指名する2名が署名捺印のうえ、これを保存しなければならない。

第6章 会 計

第23条 本会の経費は、次のものを以って充てる。

- (1) 加盟団体負担金
- (2) 補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) 賛助会員会費
- (6) その他の収入

第24条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後、速やかに作成し承認を得なければならない。

第25条 本会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 賛 助 会 員

第27条 本会の目的に賛同せられた者を賛助会員とし、別に賛助会員制内規を設けることができる。

第8章 附 則

この規約について、必要な事項は別に定める。

この規約は、昭和36年6月10日から施行する。

昭和59年4月 1日 改正

平成 4年4月 1日 改正

平成 8年4月 1日 改正

平成30年5月26日 改正（一部） 7月20日から施行する。

令和 元年5月29日 改正（一部）